

令和6年10月16日
消費者庁消費者教育推進課

食べ残し持ち帰り促進ガイドライン（案）
に関する意見募集について

1 意見募集対象

食べ残し持ち帰り促進ガイドライン（案）

2 意見募集の趣旨

SDGs において食品ロス削減目標が設定され、我が国においても 2030 年度までに 2000 年度比で食品ロス量を半減させるという政府目標を設定し（「食品ロス削減の推進に関する基本的な方針」（令和2年3月閣議決定））、令和5年12月に政府において「食品ロス削減目標達成に向けた施策パッケージ」を取りまとめました。その中で、外出時の食べ残し持ち帰りの推進を図る目的で、食べ残しの持ち帰りの活動に伴って生ずる法的責任について、消費者の自己責任であることを前提としつつ、民事上のトラブルを回避するために留意すべき事項を含め、国がガイドラインを作成し、周知することとされたことを踏まえて、法律の専門家や飲食店等の様々な意見を聴き、食べ残し持ち帰り促進ガイドライン（案）を別紙のとおり作成いたしました。

つきましては、上記の意見募集対象に関し、下記の要領にて広く国民の皆様の御意見を募集いたします。お寄せいただいた御意見につきましては、内容を検討の上、本ガイドライン案作成の参考とさせていただきます。

3 意見募集期間

令和6年10月16日（水）から同年11月15日（金）まで（郵送の場合は同日必着）

4 意見の提出方法

以下の事項を記載し、次に掲げるいずれかの方法により提出してください。
なお、電話での受付はできませんので御了承ください。

- 【1】 氏名（法人その他の団体にあつては名称／部署名等）
- 【2】 住所（法人その他の団体にあつては所在地）
- 【3】 電話番号
- 【4】 電子メールアドレス（お持ちの場合）
- 【5】 御意見及びその理由

* 御意見が 600 字を超える場合、その内容の要旨を添付していただきますようお願いいたします。

(1) インターネットの場合

電子政府の総合窓口（e-Gov）の意見提出フォームから提出してください。

リンク：<https://search.e-gov.go.jp/servlet/Public>

(2) 郵送の場合

〒100-8958

東京都千代田区霞が関3-1-1 中央合同庁舎第4号館7階

消費者庁消費者教育推進課（食品ロス削減法制検討室）意見募集担当宛て

＊ 封筒表面に「食べ残し持ち帰り促進ガイドライン（案）について」と朱書きしてください。

5 注意事項

- お寄せいただいた御意見に対する個別の回答はいたしかねますので、あらかじめ御了承願います。
- それぞれの御意見には、御意見の対象が分かるように、該当箇所やページ番号等を明確に記載してください。
- この意見募集の手続で取得した個人情報（氏名（法人又は団体にあつては、その名称、部署名等）、住所、電話番号及びメールアドレス）につきましては、提出意見の内容確認の連絡、取りまとめ、公表等に必要な業務のために利用いたします（なお、消費者庁内の関係部署や関係府省庁と共有する可能性があること、及び当該業務を委託する場合には、業務委託に必要な範囲での委託事業者への提供を含みます。）。
- 御提出いただいた御意見は、氏名、住所、電話番号、メールアドレス等の個人情報に関する事項を除き、公開される可能性があることを、あらかじめ御了承願います。

【本件問合せ先】

消費者庁消費者教育推進課

食品ロス削減法制検討室

TEL：03-3507-8800